

# 災害ごみを受け入れなどで 復旧を支援

6月15日、県内で局地的な大雨や突風が発生。市内でも被害が発生しました。この災害への市の対応や支援についてお知らせします。

## 罹災証明を発行

問い合わせは  
危機管理室 ☎027-8998-59635

罹災証明書は、自然災害で住宅などが破損した場合、その程度を判定し、証明する物。保険の請求や税の減免などの手続きに必要です。今回住宅などが被災し、証明書が必要な人は、危機管理室に問い合わせてください。

## 災害ごみを受け入れていきます

問い合わせは  
清掃施設課 ☎027-223-5300

今回被害を受けた住宅や庭木などの災害ごみを無料で受け入れていきます。



す。なお、建設業者による家屋の修理で発生した廃棄物などは対象となりません。

## 受け入れ期間 当面の間

対象 6月15日の大雨・突風で被害を受けた市内の住宅（事業用は除く）や庭木などの災害ごみ（庭木は長さ50センチ、太さ4センチまで）

条件 危機管理室発行の罹災証明（庭木のみ）の搬入の場合には不要）を持参し自己搬入する（事前に搬入先の清掃工場へ連絡が必要）

受け入れ場所 不燃・粗大ごみ・富士見クリーンステーション（☎027-230-5300）（①大胡・

宮城・柏川・富士見地区の可燃ごみ）大胡クリーンセンター（☎027-283-4924）（②①以外の地区の可燃ごみ）亀泉清掃工場（☎027-269-1783）

## 突風被災住宅復旧支援金

今回被災した住宅（賃貸は除く）の屋根の修繕費用の一部を補助します。

## 対象 市内に住民登録がある人

対象となる工事 本人が所有し居住している一戸建ての住宅（賃貸は除く）

## 空き家に関する条例を改正

5月26日に国の「空家等対策に関する特別措置法」が完全施行されました。これに併せ、本市では、空き家の管理・活用を推進するため、「前橋市空き家等の適正管理に関する条例」を「前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の推進に関する条例」に改めました。

## 空き家の利活用のための協定を締結

市では、5月12日・13日に県宅地建物取引業協会および全日本不動産協会群馬県本部と空き家などの利活用に関する協定を締結しました。今後、空き家の相談や流通などを促進します。

## 空き家の協議会委員を募集

空き家などの対策計画を策定するための委員を募集します。

## 任期 8月から3年間

対象 次の全てを満たす人、2人（選考）。

- ①市内在住・在勤の20歳以上
- ②他に本市の審議会などの委員をしていない
- ③市税に滞納がない

申し込み 7月21日（火）までに郵送で。住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号・応募の動機や空き家について感じていることを400字程度にまとめ、市役所建築住宅課内空家利活用センターへ

く）の屋根の修繕  
対象とならない工事 物置などの工作物、外構・門扉などの屋外部分、車庫など

支援金額 工事費用の2割（上限10万円、最低工事費5万円）

申請方法 9月30日（水）までに交付申請書、罹災証明書の写し、工事費用の領収書の写し、請求書、通帳の写し（支店名・口座番号・口座名義人が分かる物）を用意し、市役所建築住宅課（☎027-8998-6834）へ直接

## 突風被害による固定資産税の減免

問い合わせは  
家屋については資産税課 ☎027-8998-6218  
償却資産については同課 ☎027-8998-5854

今回住宅や付属の建物、償却資産として申告している事業用資産が全体の2割以上被害にあった場合、固定資産税が減免になることがあります。詳しくは問い合わせください。

なお、屋根や雨どい、窓ガラスの損壊だけでは、全体の2割を下回るため減免にはなりません。

## 二世帯近居にもごっぞ

# 空き家の活用・解体に助成

本市では、7月1日から空き家の活用・解体の費用の助成を始めました。助成を受けるには、事前に空家利活用センターに相談を。なお、市街化調整区域は一部条件があります。詳しくは同センターに問い合わせてください。

問い合わせは  
空家利活用センター ☎027-8998-6081

## 限120万円

※①③④の助成制度には、次の金額を加算（支払総額は工事費の3分の1以内）

- 市外からの転入者1人につき20万円（4人まで）
- 中学校修了前の児童・生徒1人につき10万円（4人まで）
- 夫婦とも39歳以下の場合10万円

5 昭和56年5月31日以前に建築された空き家を解体した工事費用の3分の1を助成（上限10万円。解体した跡地を駐車場として利用する場合は10万円、住宅や店舗などの建築物を建てた場合は40万円を加算）

## 空き家の助成は5種類

- ①空き家を改修し住宅として活用した場合、改修工事費用の3分の1を助成（上限100万円）
- ②空き家をまちづくりの拠点として改修して活用した場合、改修工事費用などの3分の1を助成（上限200万円）
- ③実家から概ね1キロ以内の空き家を解体して住宅を新築した場合、新築工事費用の3分の1を助成（上限120万円。⑤の補助金との重複受給も可）
- ④実家から概ね1キロ以内の空き家を改修し住宅として活用した場合、改修工事費用の3分の1を助成（上

## Comment



県宅地建物取引業協会  
前橋支部長・手嶋 正昭さん

美しく、  
住みよいまちにするために

人口減少社会を迎え、空き家の増加は社会問題化しています。空き家は、防犯や景観にも影響するため、一刻も早く対応すべきだと感じていました。

今回、市と締結した協定は、行政と私たちが相互に連携し、情報交換を密にすることで市場を活性化し、空き家の利活用を促進することが目的です。この取り組みが、安心・安全で美しく、住みよいまちづくりにつながればと考えています。空き家の利活用で悩んでいる人や新たな住まいを探している人をサポートします。気軽に相談してください。